

仕 様 書

本仕様書は、大阪市城東区役所（以下「発注者」という。）が委託する次の業務について適用する。

1 件名

城東区防災倉庫における建材中の石綿定性分析調査業務委託

2 履行場所

城東区防災倉庫 大阪市城東区中央1丁目3番6号

3 履行期限

令和7年8月29日（金）

4 業務概要

本業務は、対象施設において、改修工事等を実施するにあたり、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における石綿飛散防止対策の実施要否等を判断する必要があるため、当該施設における建材中のアスベスト含有について定性分析を行う。

5 業務内容

（1）試料の採取、分析

- ① 試料採取の実施にあたっては、別表 1.2 とおりとし、採取箇所の詳細位置については発注者と協議のうえ決定する。
- ② 調査対象について、1つの調査対象につき施工部位の3か所から試料を採取し、これらを合わせて1検体とする。
- ③ 建物解体を目的とした事前調査のため、建築用仕上塗材については仕上塗材及び下地調整塗材を採取すること。
- ④ 試料採取にあたっては、厚生労働省アスベスト分析マニュアル【1.20版】第1章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法 1.8.2 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項を参照のうえ、実施すること。

（2）分析項目

試料中のアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの6種類）含有の有無についての定性分析

6 業務実施資格者

（1）試料採取は、次のいずれかに該当する者が行うこと。

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく講習を修了した建築物

石綿含有建材調査者

- ・石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(2) 分析は、次のいずれかに該当する者が行うこと。

- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク、またはBランクの認定分析技術者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」修了者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」の合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が認定する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

7 業務の実施

(1) 作業計画書の作成

- ・業務着手に先立ち、試料採取手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

(2) 試料の採取、分析

- ・試料の採取にあたっては発注者と、日時等の調整を十分に行うこと。
- ・試料の採取場所は、発注者の指示する場所とし、試料採取数、分析検体数は別表に示すとおりとする。なお、採取場所は、手の届く場所を基本とし、庇裏等については脚立足場等により行うものとする。ただし、その費用は受注者の負担とする。
- ・試料の採取は、粉じんが飛散しないように採取面を常に湿潤状態に保ちながら行うこと。また、試料採取後は飛散防止固化材等により採取痕を固化すること。
- ・採取にあたっては、防じんマスク、手袋、保護衣（JIS T 8115 浮遊固体粉じん防護用密閉服タイプ5又は同等品）を着用し作業すること。
- ・アスベストの含有分析は、JIS A 1481-1 または、同 A 1481-2 による測定方法を用いること。
- ・分析結果は確定次第、電子メールまたはFAXにて速報を提出すること。
- ・試料の採取状況、採取痕の固化状況、採取試料、分析状況及び防じんマスク、手袋、保護衣の着用状況等は、黒板等を用い工程写真を撮影し提出す

ること。

(3) 報告書（成果物）の提出

- ・測定分析結果及び記録事項 2部提出
- ・試料採取、分析等の工程写真 2部提出

8 再委託等の取扱いについて

(1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは次のいずれかに該当するものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・本仕様書「7 業務の実施」に記載の業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)、(2)に規定する業務以外を再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9 その他

(1) 試料については、調査終了後、受注者の責において適切に処分すること。

(2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は当局担当者によく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、契約後における本仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。

(3) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

10 担当

城東区役所総務課（総務）（担当：橋本・中地）

別表 1

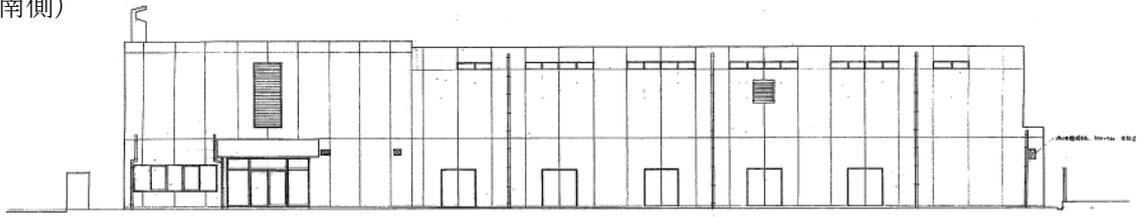
試料番号	場 所	使用箇所	建材名
①	1階 もと身障者用便所	床	タイル
②	1階 ホール	内壁	吹付ロックウール

※試料は場所ごとに3か所から採取し、これを1検体とする。(計2検体)

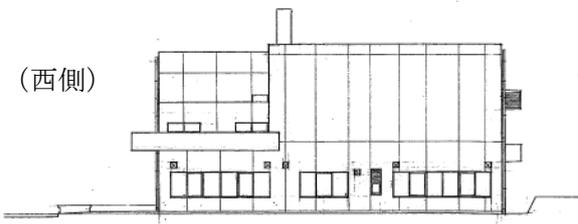
※試料採取後の復旧は簡易復旧とする。なお、防水処置を要する部分防水補修材を使用する。

■ 立面図

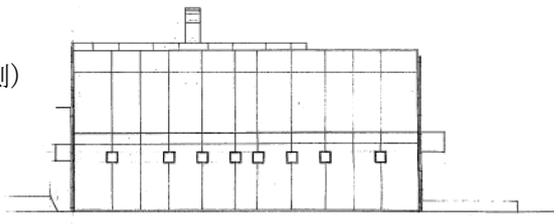
(南側)



(西側)



(東側)



(北側)

